

財産形成預金規定

〈財形積立（一般財形）用〉

反社会的勢力との取引拒絶について

預金口座は、「預金等共通規定」12. (2) (反社会的勢力との取引拒絶)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、その一つにでも該当する場合には当金庫は預金口座の開設をお断りするものとします。

1. (預入れの方法等)

- (1) 財産積立預金（以下「この預金」といいます。）の預入れは1口1円以上とし、年1回以上定期に事業主か預金者の給与から天引して預入れるものとします。
- (2) この預金には、勤労者財産形成給付金および勤労者財産形成基金給付金を給付支払機関または事業主を通じて預入れできるものとします。
- (3) この預金については、通帳の発行にかえ、取引の証として財産形成預金契約の証（以下「契約の証」といいます。）を発行するとともに、預入れの残高を年1回以上通知します。

2. (預金の種類・期間・継続の方法等)

- (1) この預金は預入れのつど、預入日の1年後の応当日を据置期間満了日、3年後の応当日を最長預入期限とする一口ごとの期日指定定期預金としてお預りします。
- (2) この預金（3. による一部解約後の残りの預金を含みます。）は、最長預入期限にその元利金の合計額をもって前回と同じ期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (3) 前記(2)の継続にあたり、最長預入期限を同一日とする複数の預金がある場合は、それぞれの預金の元利金をまとめて一口の期日指定定期預金に自動的に継続します。
- (4) 継続された預金についても前記(2)と同様とします。
- (5) 継続を停止するときは、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申し出てください。

3. (預金の支払時期等)

この預金は継続停止の申し出があった場合に次に定める満期日以後に支払います。

- ① 満期日は据置期間満了日から最長預入期限までの間の任意の日を指定することにより定めることができます。満期日を指定するときは、当店にその1ヵ月前までに通知を必要とします。なお、この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- ② 満期日は、前記①に準じて、この口座の預金残高の全部または一部に相当する金額について指定することができます。
- ③ 前記①または②による満期日の指定がない場合は最長預入期限を満期日とします。
- ④ 前記①または②により、定められた満期日以後に解約されないまま1ヵ月を経過するか、またはその間に最長預入期限が到来したときは、①または②による満期日の指定がなかったものとし、引続き最長預入期限に自動継続として取扱います。

4. (利息)

- (1) この預金の利息は、次のとおり計算します。
 - ① 預入金額ごとにその預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および預入日（継続をしたときにはその継続日）現在における次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 1年以上2年未満…………… 当金庫の店頭、ホームページで提示する「2年未満」の利率
 - B. 2年以上…………… 当金庫の店頭、ホームページで提示する「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）
 - ② 前記①の利率は、当金庫の店頭、ホームページで提示する日にそれぞれ変更します。この場合、新利率は、変更日以後最初に預入れられる金額についてその預入日（すでに預けられている金額については、変更日以後最初に継続される日）から適用します。
- (2) この預金の全部または一部について満期日を指定した場合の前記(1)の利息（継続を停止した場合の利息を含みます。）は、満期日以後にこの預金とともに支払います。この場合の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を5. (1)および預金等共通規定 12. (1)、(2) (反社会的勢力との取引、疑わしい取引の拒絶による解約)により解約する場合、その利息は次のとおり計算し、この預金とともに支払います。預入金額ごとに預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（少数点第3位以下は切捨てます。）によって1年複利の方法により計算します。
 - A. 6ヵ月未満…………… 解約日における普通預金の利率
 - B. 6ヵ月以上1年未満…………… 2年以上利率×40%
 - C. 1年以上1年6ヵ月未満…………… 2年以上利率×50%
 - D. 1年6ヵ月以上2年未満…………… 2年以上利率×60%
 - E. 2年以上2年6ヵ月未満…………… 2年以上利率×70%
 - F. 2年6ヵ月以上3年未満…………… 2年以上利率×90%
- (4) この預金の付利単位は1円とします。

5. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、契約の証とともに当店へ提出してください。
- (3) この預金は、解約する預金を指定せずに、預金残高の合計額の一部に相当する金額を1万円単位の金額で払戻請求することができます。この場合、1口ごとの元金累計額が払戻請求書記載の金額に達するまで次の順序でこの預金を解約します。

- ① 解約日においてすでに満期日が到来している預金がある場合は、その預金を優先して解約します。
 - ② 同一口座に複数の預金がある場合は、預入日（継続したときは最後の継続日）から解約日までの日数が多いものからとします。
 - ③ 預入日（継続したときは最後の継続日）からの日数が同じ預金が複数ある場合は、金額の大きいものから解約します。
- (4) 前記(3)において最後に解約することになった預金については、次により解約します。
- ① その預金が据置期間中の場合またはその預金の金額が1万円未満の場合は、その預金金額
 - ② その預金が据置期間経過後で、その預金の金額が1万円以上の場合は、次の金額
 - A. その預金にかかる払戻請求書が1万円未満の場合は、1万円
 - B. その預金にかかる払戻請求書が1万円以上の場合は、その払戻請求書

6. (規定の適用)

この預金取引にあたっては次の規定を適用します。

① 預金等共通規定

ただし、同規定の4.（証券類の受入れ）、11.（睡眠口座の取扱い）、14.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）、15.（休眠預金等代替金に関する取扱い）は適用されません。

7. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項は、社会情勢や経済的・技術的環境の変化その他相当の事由があると当金庫が認める場合には、定型約款の変更に関する規定（民法548条の4）に基づき（付随的な事柄や手続に係る事項等は除きます。）変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の場合、変更を行う旨および変更後の規定の内容、ならびにその効力発生時期を、店頭表示・備置き、インターネットその他相当な方法で公表することにより、周知します。
なお、変更の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、効力発生時期が到来するまでに周知します。

以上